

議案第3号

飯能市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）

（飯能市職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 飯能市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「みちが」を「途が」に改め、同項第2号中「22歳」を「満22歳」に改め、「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、同項第4号中「22歳」を「満22歳」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「60歳」を「満60歳」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
第8条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市長が定める職員（以下「行政職8級職員等」という。）にあっては、3,500円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円とする。

第9条第1項中「該当する」を「掲げる」に改め、「（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」を削り、同項第1号中「扶養親族としての」を「扶養親族たる」に改め、同項第2号中「扶養親族としての」を「扶養親族たる」に、「前条第2項第2号又は第4号」を「扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同条第2項中「、扶養親族がない」を「、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその」に、「前項第1号」を「同項第1号」に、「生じた場合においては」を「生じたときは」に、「すべてが扶養親族としての」を「全てが扶養親族たる」に改め、

同条第3項を次のように改める。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行政職8級職員等が行政職8級職員等以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行政職8級職員等以外のものが行政職8級職員等となった場合
- (5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合
(飯能市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 飯能市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「みちが」を「途が」に改め、同項第2号中「22歳」を「満22歳」に改め、「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、同項第4号中「22歳」を「満22歳」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「60歳」を「満60歳」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
(平成31年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)
- 2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第1条の規定による改正後の飯能市職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」とい

う。)第9条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、改正後の条例第8条第3項及び第9条の規定の適用については、同項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)については1人につき6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市長が定める職員(以下「行政職8級職員等」という。)にあっては、3,500円)、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき1万円」とあるのは、「前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については1万円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき8,000円(職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち1人については1万円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子が不在の場合にあっては、そのうち1人については9,000円)」と、同条第1項中「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。)」と、

「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)」

とあるのは、

「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)」

と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若し

くは第5号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

- 3 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後の条例第9条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、改正後の条例第8条第3項及び第9条の規定の適用については、同項中「扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」とあるのは「扶養親族」と、「（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市長が定める職員（以下「行政職8級職員等」という。））にあつては、3,500円）、同項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第5号」とする。

（委任）

- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

平成29年2月16日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市職員の給与に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(扶養手当)</p> <p>第8条 省略</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</p> <p>(2) <u>満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</u></p> <p>(3) <u>満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u></p> <p>(4) <u>満60歳以上の父母及び祖父母</u></p> <p>(5) <u>満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</u></p> <p>(6) 重度心身障害者</p> <p>3 <u>扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして市長が定める職員</u></p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第8条 省略</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</p> <p>(2) <u>22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫</u></p> <p>(3) <u>60歳以上の父母及び祖父母</u></p> <p>(4) <u>22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</u></p> <p>(5) 重度心身障害者</p> <p>3 <u>扶養手当の月額、前項第1号に掲げる扶養親族については1万3,000円、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち1人については1万1,000円）とする。</u></p>

(以下「行政職8級職員等」という。)
にあつては、3,500円)、同項第
2号に該当する扶養親族(以下「扶
養親族たる子」という。)について
は1人につき1万円とする。

4 省略

第9条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合 (扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。))

4 省略

第9条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨 (新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合 (前条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。))
- (3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)
- (4) 扶養親族たる子、父母等がある

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときは、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれか

職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、これを受けている職

に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行政職8級職員等が行政職8級職員等以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行政職8級職員等以外のものが行政職8級職員等となった場合
- (5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額

4 省略

の改定について準用する。

4 省略

飯能市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
<p>(扶養手当)</p> <p>第5条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。</p> <p>2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の<u>途</u>がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</p> <p>(2) <u>満22歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p>(3) <u>満22歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</p> <p>(4) <u>満60歳</u>以上の父母及び祖父母</p> <p>(5) <u>満22歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(6) 重度心身障害者</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第5条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。</p> <p>2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の<u>みち</u>がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</p> <p>(2) <u>22歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子<u>及び孫</u></p> <p>(3) <u>60歳</u>以上の父母及び祖父母</p> <p>(4) <u>22歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹</p> <p>(5) 重度心身障害者</p>